

当せん者エピソード

宝くじ こぼれ話

当せん金は「なによりも、人生の思い出になることに使いたい」

スポーツ・ファンにとって「オリンピック」は一大関心事だが、いまや、間近に迫った2020の東京大会で、心、踊る思いだろう。

長崎県に住むKさん（58）もまたアマチュアスポーツのファン。1964年に開催の東京大会は幼くて、まったく見られなかった。けれど、今度は「絶対に見る」といまから家族に宣言しているほどだ。「その資金稼ぎ」という気持ちもあり、発売のたびにジャンボ宝くじを

買い続けてきた。昨年夏のサマージャンボ宝くじはジャンボミニ（市町村振興・第724回全国自治宝くじ）に焦点を合わせて30枚購入。

抽せん日ののち売り場で番号調べをしてもらって、びっくり。なんと1枚が1等の1億円に当たっていたのだ。天下を取ったように大喜びのKさん。賞金の使途について「家の修理も結構、新車の購入も結構」と家族に大サービス。「けれど、1つだけはオレの自由にさせてもらおうぞ」と宣言。そして「東京大会の開催期間中、思いっきり、オリンピック観戦させてもらう」そう。だ。「なによりも、人生の思い出になるようなことに使いたいと思ひまして……」と真顔で語るKさんだった。



ご当地クーちゃん
とちおとめクーちゃん

宝くじ おもしろ話

記念すべき施行・70周年を迎えた宝くじの法律「当せん金付証票法」

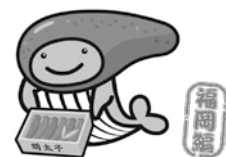
政府が「第1回宝籤」を発売したのは昭和20年10月。これは戦時中に制定の「臨時資金調整法」に基づいて発売。平和な時代を迎え、新たに法制化することになり、昭和23年7月に「当せん金付証票法」が成立した。それから数えて今年が記念すべき70周年だ。

今日までを振り返り「面白話題」を3つお届けしよう。商品名「宝籤」の「籤」という字が当用漢字にないため、新法成立後は、平

仮名で「宝くじ」となり、今日に至っている。

現在、当せん金付証票法の「第3条」は「削除」と記載されている。削除以前、ここには「政府の当せん金付証票の発売」について記載されていた。しかし、昭和29年3月で政府発売の宝くじは廃止され、これにともない第3条の項目は削除された。

「駅構内で拾った宝くじを届け出たら、200万円の当せん券だった」という出来事が昭和34年に起きた。落とし主が現れず、当せん金は駅の所有に。「これはおかしい」ということになり、当せん金付証票法・第11条に1項を追加。「遺失物法の規定により所有権を取得したものは受託銀行等から直接購入したものとみなす」となった。正直者がソンをしないように。



ご当地クーちゃん
明太子クーちゃん

当せん者エピソード

宝くじ こぼれ話

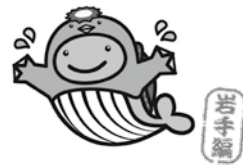
5億円の当せん券の保管場所は 経験から「車庫の愛車の中」に

宝くじに当たったら「当せん金を銀行へ受け取りに行くまでの間、どこに当せん券を保管しておくか」。当せん者のすべてがこの点に頭を悩ます。たかが“紙キレ1枚”だが、最近では「10億円、7億円、5億円」という破格の価値があるだけに、深刻だ。

30年来の宝くじファンである岩手県のSさん（50）は、番号調べはいつも抽せん日の夜にインターネットで調べている。昨年のサマー

ジャンボ宝くじ（市町村振興・第723回全国自治宝くじ）のときも自室で一人で調べていたら、バラのセットで買った1枚が1等の5億円に当たっていた。

一瞬、信じられず、気を落ち着けて3回調べ直して、奥さんと呼んで、再度、番号チェック。深夜まで興奮が続き、さて、この当せん券をどこに保管するかを相談。そして結論として「愛車の中」で落ち着いた。というのも、以前、自宅が火事で全焼した時、ガレージの車だけ、無事だったそう。[とはいえ、換金の日まで、毎朝一番に車庫へ行き、当せん券の無事を確認しました]と笑うSさんだった。



ご当地クーちゃん
カツバクーちゃん